

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案） に対する市民意見募集の実施結果

1 募集概要

(1) 意見募集を行った案件

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）

(2) 意見募集期間

令和6年5月20日（月）から6月3日（月） 15日間

(3) 公開方法

ア 本庁舎1階市民ロビー、各支所情報公開コーナー及び担当課（建築指導課本庁7階）への資料備え付け

イ 市公式ホームページへの資料掲載

(4) 意見提出方法

「市民意見提出書」に、①意見、②住所、③氏名、④電話番号を記入し、建築指導課に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出

2 提出件数

(1) 意見提出人数

1人

(2) 意見提出数

1件

3 意見の概要について

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）」に対する 市民意見の概要及び意見に対する市の考え方

【案件名】 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）について

部課等名：都市建設部建築指導課

No.	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	当社は、各法に従い適正に土砂販売と残土処分場の業務を営んでおります。業として利用している土地は、周辺住居に対し十分な離隔があり、今後も周囲に土砂崩れ等の恐れがないことから、特定盛土等規制区域への変更をおねがいします。	規制区域（案）については、国が定める「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」の「第五 規制区域の指定の考え方」に基づき県内統一の考えで作成しています。 要領において、都市計画区域は宅地造成等工事規制区域とすることとしており、当該箇所は都市計画区域内にありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。